

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	六ヶ所村 児童手当システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

六ヶ所村は児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青森県六ヶ所村長

公表日

令和6年9月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の認定請求に関する事務
②事務の概要	児童手当の認定請求、審査、額改定、現況届、住所氏名等の変更、受給事由消滅、未支払い請求に関する事務 <公金受取口座情報の利用> 給付の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、令和4年10月以降、被保険者が公的給付支給等口座情報（以下「公金受取口座情報」という。）の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム（デジタル庁）から当該被保険者の公金受取口座情報を入手して振込等の事務処理に利用することが可能になる。
③システムの名称	児童手当システム、番号連携サーバ、宛名システム、中間サーバ、電子申請サービス共同利用
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者申請データ、児童申請データ、受給者台帳データ、児童台帳データ、支払データ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表135項、番号法第9条第8号の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条 <公金受取口座情報の利用> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条、第2条第2項各号及び第9条（公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求） ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和3年デジタル庁令第10号）第2条第23項児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第9条第8号の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条 【提供ができる根拠規定】 番号法第9条第8号の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条 26項 番号法第9条第8号の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条 87項 番号法第9条第8号の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条 30項 【照会ができる根拠規定】 番号法第9条第8号の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条 74項 番号法第9条第8号の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条 75項 番号法第9条第8号の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条 121項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和3年デジタル庁令第10号）第2条第23項児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	六ヶ所村 こども支援課
②所属長の役職名	こども支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	六ヶ所村 総務課 デジタル化推進室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駱字野附475番地 電話:0175-72-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成24年7月13日	評価実施機関における担当部署	六ヶ所村役場 福祉部門 子ども支援課	六ヶ所村役場 子ども支援課	事後	
平成27年7月13日	評価実施機関における担当部署	子ども支援課 課長 戸田 幸光	子ども支援課 課長 福岡 剛	事後	
平成27年7月13日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	六ヶ所村 総務部門 総務課 情報公開・個人情報保護担当	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ 情報公開・個人情報保護担当	事後	
平成29年6月18日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 3. システムの名称	児童手当システム	児童手当システム、番号連携サーバ、宛名システム、中間サーバ	事後	
平成29年6月18日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2. 法令上の根拠	番号法第19条第7号【提供ができる根拠規定】 別表第二 第26号 内閣府総務省令第7号第19条1号 別表第二 第87号 内閣府総務省令第7号第44条1号 【照会ができる根拠規定】 別表第二 第74号 内閣府総務省令第7号第40条	番号法第19条第7号【提供ができる根拠規定】 別表第二 26項(別表第二省令第19条1号) 別表第二 87項(別表第二省令第44条1号) 別表第二 30項【照会ができる根拠規定】 別表第二 74項(別表第二省令第40条) 別表第二 75項	事後	
平成29年6月18日	5. 評価実施機関における担当部署	子ども支援課 課長 福岡 剛	課長 沼尾 積子	事後	
平成29年6月18日	II しいい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成27年6月1日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成29年6月18日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成27年6月1日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成29年6月22日	II しいい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成29年5月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成29年6月22日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成29年5月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成29年6月22日	5. 評価実施機関における担当部署	課長 沼尾 積子	子ども支援課長	事後	
令和1年6月24日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ 情報公開・個人情報保護担当	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ	事後	
令和1年6月24日	II しいい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	なし	様式変更により項目を追加	事後	
令和2年6月1日	II しいい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和1年5月1日 時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年6月1日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和1年5月1日 時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年6月3日	II しいい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和2年5月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	
令和2年6月3日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和2年5月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	
令和2年6月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2. 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和2年6月30日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年5月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和2年6月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. システムの名称	児童手当システム、番号連携サーバ、宛名システム、中間サーバ	児童手当システム、番号連携サーバ、宛名システム、中間サーバ、電子申請サービス共同利用	事後	
令和3年3月9日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. システムの概要		<公金受取口座情報の利用> 給付の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、令和4年10月以降、被保険者が公的給付支給等口座情報(以下「公金受取口座情報」という。)の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム(デジタル庁)から当該被保険者の公金受取口座情報を入力して振込等の事務処理に利用することが可能になる。	事前	
令和3年6月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一56項 別表第一省令第44条	番号法第9条第1項 別表第一56、101項 別表第一省令第44、74条 <公金受取口座情報の利用> 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」第1条、第2条 第2項各号及び第9条(公的給付支給等口座登録に関する情報の提供の要求) 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則」(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第23項児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給	事前	
令和3年6月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2. 法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【照会ができる根拠規定】 別表第二 74項(別表第二省令第40条) 別表第二 75項(別表第二省令第40条の2)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【照会ができる根拠規定】 別表第二 74項(別表第二省令第40条) 別表第二 75項(別表第二省令第40条の2) 別表第二 121項(別表第二省令第59条の4) 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則」(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第23項児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給	事前	
令和3年7月24日	5. 評価実施機関における担当部署	子ども支援課長	子ども支援課長心得	事後	
令和3年7月24日	II しいい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和4年6月1日	令和5年7月1日	事後	
令和3年7月24日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年6月1日	令和5年7月1日	事後	
令和3年8月23日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ	六ヶ所村 総務課 デジタル化推進室	事後	
令和3年8月23日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①担当部署	六ヶ所村 子ども支援課	六ヶ所村 子ども支援課	事後	
令和3年8月23日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子ども支援課長	子ども支援課長	事後	
令和3年8月23日	1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	
令和3年8月23日	2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	
令和3年9月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一56、101項 別表第一省令第44条、74条	番号法第9条第1項 別表135項 番号法第9条第9号の主務省令で定める事務及び情報と定める命令第2条	事後	
令和3年9月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2. 法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【提供ができる根拠規定】 別表第二 26項(別表第二省令第19条1号) 別表第二 87項(別表第二省令第44条1号) 別表第二 30項【照会ができる根拠規定】 別表第二 74項(別表第二省令第40条) 別表第二 75項(別表第二省令第59条の4) 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則」(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第23項児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給	【提供ができる根拠規定】 番号法第9条第8号の主務省令で定める事務及び情報と定める命令第2条 26項 番号法第9条第8号の主務省令で定める事務及び情報と定める命令第2条 87項 番号法第9条第8号の主務省令で定める事務及び情報と定める命令第2条 30項 【照会ができる根拠規定】 番号法第9条第8号の主務省令で定める事務及び情報と定める命令第2条 74項 番号法第9条第8号の主務省令で定める事務及び情報と定める命令第2条 75項 番号法第9条第8号の主務省令で定める事務及び情報と定める命令第2条 121項	事後	